

## 入札に係る参加資格（鳥取県関係）

### 1 単独企業に関する資格及び要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の商品日から開札日（再度入札の開札日を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の商品日から開札日（再度入札の開札日を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件調達の商品日から開札日（再度入札の開札日を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- (5) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 情報処理サービスのシステム等開発・改良

イ 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和8年7月9日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (6) 情報システムに係る認証等の資格（プライバシーマーク、ISMS等）を有していること。
- (7) 本件業務の契約期間中、本件業務を実施する上で必要となる実務経験、資格等を有した業務担当責任者を配置すること。
- (8) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制が構築できること。
- (9) 本件入札に係る共同企業体の構成員として参加していないこと。

## 2 共同企業体に関する資格及び要件

- (1) 各構成員が1の(1)から(4)まで、(6)及び(8)の全てに該当すること。
- (2) 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

ア 情報処理サービスのシステム等開発・改良

イ 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年7月9日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 共同企業体として、1の(7)の体制を確保できること。
- (4) 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- (5) 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- (6) 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- (7) 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

ア 目的

イ 名称

ウ 事務所の所在地

エ 成立の時期及び解散の時期

オ 構成員の所在地及び名称

カ 代表者の名称

キ 代表者の権限

- ク 構成員の出資の割合
- ケ 運営委員会
- コ 構成員の責任
- サ 取引金融機関
- シ 決算
- ス 利益金の配当の割合
- セ 欠損金の負担の割合
- ソ 権利義務の譲渡の制限
- タ 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- チ 構成員の除名
- ツ 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- テ 代表者の変更
- ト 解散後の契約不適合責任
- ナ 解散後の著作権
- ニ その他必要な事項
- ヌ 協定書に定めのない事項

### 3 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

電話 0857-26-7968

電子メール [jouhou@pref.tottori.lg.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.lg.jp)

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

## 入札に係る参加資格（岡山県関係）

### 1 単独企業に関する要件

参加者は、公告日から開札日（再度入札の開札日を含む。）までの間において、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (4) 公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日制定）に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 情報システムに係る認証等の資格（プライバシーマーク、ISMS等）を有していること。
- (7) 入札書の提出の日までに、令和8年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和8年岡山県告示第26号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。）に定める資格をいう。）を有する者で、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿の業務種目の大分類「8 情報・通信サービス」の格付区分が「A」であり、かつ、小分類「6 情報セキュリティサービス」に登録がある者であること。
- (8) 本件業務の履行期間中、本件業務を実施する上で必要となる実務経験、資格等を有した業務担当責任者を配置すること。

## 2 共同企業体に関する要件

参加者は、公告日から開札日（再度入札の開札日を含む。）までの間において、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 共同企業体のすべての構成員が、1の(1)から(6)までの要件に該当すること。
- (2) 共同企業体のいずれかの構成員が、1の(7)の要件に該当すること。
- (3) 共同企業体として、1の(8)の要件に該当すること。
- (4) 共同企業体の構成員が、単独又は他の共同企業体の構成員として、本入札手続に参加していないこと。